

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【141】

2. 日時：令和4年4月7日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、藤田審査チーム員、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他9名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の岩崎です。それではですね本日も島根。
0:00:07	2号機の設工認、安全避難通路と非常用照明と通信連絡設備の
0:00:13	ヒアリングを開始したいと思います。
0:00:15	早速ですけれども中部電力の方からご説明の方、よろしく申し上げます。
0:00:24	中国電力の肥田です。それでは、施設共通安全避難通路、非常用照明、通信連絡設備のコメント回答についてご説明させていただきます。
0:00:35	まず最初に、提出資料のご確認をさせていただきます。
0:00:39	資料は13個あります。まず、ナンバー1、資料番号N-S2オカ097、
0:00:47	ナンバー2、NS2.1039回01、No.3。
0:00:54	N2.1039回01の括弧日。
0:00:59	No.4。
0:01:00	寝ずに、あほ
0:01:02	021回01、No.5N2.60010701、No.6。
0:01:12	N-S2.1040回01、No.7、NS2.1。
0:01:20	040回01、括弧日。
0:01:24	No.8、N-Sに、
0:01:27	022回01。
0:01:30	No.9、
0:01:31	寝ずにテンロク00108回01、No.10、
0:01:38	N-S2.1038。
0:01:41	何%かい01。
0:01:44	No.11、
0:01:45	N2.1038回02括弧日。
0:01:50	No.12N-Sに、009回08、No.13、
0:01:57	Na図2.6001回0、失礼しました。06回01以上、13項、おそろいでしょうか。
0:02:12	規制庁岩崎ですそろってるんですけど資料ナンバーの1、30、11番。
0:02:21	甲斐02ですか、01ですか。
0:02:25	失礼いたしました。こちら、甲斐02が正解です。
0:02:30	00伊勢失礼しました。少々お待ちください。
0:02:49	中国電力の飛田です。No.11に関しては、N-S2.1038回01括弧日が規制となります。失礼しました。わかりましたじゃ大丈夫です。ありがとうございます。
0:03:03	はい。
0:03:05	中国電力の平です。
0:03:07	本日の説明の仕方としまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:10	二つに区切らせて説明させていただきたいと考えます。安全避難通路、非常用照明のこちら、コメント回答に関するご説明をしました後、担当者変わりました、
0:03:24	通信連絡設備については、別途、そのあとにご説明させていただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。
0:03:36	はい。そのような規制庁岩崎です。それで大丈夫です。
0:03:42	追加でご確認させてください。安全避難通路、非常用照明のご説明をした後、質疑を行い、次の通信連絡設備、通信連絡設備の方に進めさせていただきたいと思います。
0:03:58	そちら方の方もよろしかったでしょうか。
0:04:02	規制庁イワサキですはい、それで大丈夫です。
0:04:07	中国電力の飛田です。ありがとうございます。それでは、説明の方を進めさせていただきます。
0:04:14	まずは、こちらの方、
0:04:18	資料、資料番号No. 1の方になります。指摘事項に対する回答整理表から説明させていただきたいと思います。ナンバー1のほうをご確認ください。
0:04:29	こちら、島根島根原子力発電所のこちら、安全避難通路を明示した図面にし、つきまして、資料番号で言いますと、こちらの方、
0:04:43	何、ナンバー5になるんですが、こちら、通路前オチこちらの方の2ページになります、通路全般に非常灯を設置しなくても、照度が確保されていることを説明することと、
0:04:56	コメントをいただきまして、こちらの方、今回非常灯のない理由について整理し、追記いたしました。資料番号No. 4の補足説明資料をご確認お願いします。
0:05:08	こちらの方の、34ページの方、ご確認をお願いします。
0:05:24	はい。
0:05:25	34ページの方になりますが、こちら黄色塗りしております。3ポツ、非常灯のない場所の視認性についてということで、中央制御室等の原子炉施設内従事者等が、
0:05:39	常時滞在する拠出、拠出から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に避難用照明として、建築基準法施行令に準拠をいたしました、非常灯を設置する設計としております。
0:05:53	こちら、拠出からの避難通路に該当しません。原子炉建物地下2階の南側ツールだったり、あとは建築基準法、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	施行以前に制定建設されました 1 号タービン建物内の通路等には、机上等を設置する要求はございませんので、もともとこちらの方には市場等は記載しておりません。
0:06:15	ただしですね、こちらの方は、消防法及び消防法施行令に準拠した誘導灯を設置しております、下の図、視認性を確認するために、撮影写真と、
0:06:28	タービン建物の計測いたしました照度等を記載させていただいております。
0:06:44	続きまして、こちらの方、
0:06:47	いくつか適正化をさせていただいているのですが、割愛させていただきまして、
0:06:54	ナンバー2 以降の非常用照明についてご説明させていただきたいと思えます。
0:06:59	では、資料ナンバー1 におきますナンバー2、こちらの方から、非常照明のコメント、指摘事項に対する回答説明整理表の、
0:07:11	コメント内容について確認させていただきます。※ナンバー2、コメント内容といたしまして、設備仕様の相違の相違内容を説明すること。
0:07:22	とあります。こちらの方、設備仕様の相違内容について詳細を記載しております。資料番号で言いますと、
0:07:32	こちらの方、ナンバー7 の 9 ページをご確認をお願いします。
0:07:54	こちら、設備の層、設備の相違等、記載しておりました右側の方になるんですが、こちらの方、設備仕様等を
0:08:03	詳細に記載しております。また、あわせて全般といたしまして、ナンバー失礼いたしました同じ資料の 8 ページから 16 ページまで、
0:08:14	設備仕様の相違内容を記載させていただいております。
0:08:20	続きまして、
0:08:22	また資料ナンバー1 に戻りまして、指摘事項に対する回答整理表のNo.3 についてご説明させていただきます。
0:08:31	こちら、補足説明資料、非常照明に関する説明書ですので、
0:08:37	資料ナンバー8 をご確認をお願いします。
0:08:42	こちらの 10 ページになります。
0:08:44	コメントといたしましては、誘導灯は 1.5 カンダと記載しておりますが、諸障防法で定める、通路誘導灯の互換でらが必要ないか。
0:08:55	説明することとコメントをいただいております、こちらにつきまして、回答といたしまして、通路誘導灯の互換ねらいについて追記し、避難口誘導灯と通路誘導灯で分けて記載いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:14	こちらの方、10市同じ資料の10ページの他に、15ページにも同記載がありますので、反映しております。
0:09:24	続きまして、資料ナンバー1に戻っていただき、何、資料ナンバー1のナンバー4のコメントをご確認をお願いします。
0:09:33	こちらの方、
0:09:38	LEDライト三脚タイプに内蔵電池がある旨説明することとコメントをいただきまして、こちらの方の回答事項といたしまして、LEDライト三脚タイプに内蔵電池がある旨、追記いたしております。
0:09:53	こちらの方は、
0:09:56	資料ナンバー6になります。
0:09:59	3ページとご確認をお願いします。
0:10:07	はい。こちらの方に、上部になります、蓄電池内蔵型のという記載を追記させていただいております。
0:10:19	また、回答整理表に戻っていただきまして、続きまして、No.5に行った回答整理表、資料ナンバー1のナンバー5をご確認をお願いします。
0:10:32	コメント内容チェンジングエリア用照明が、代替電源から電源供給できることを説明することとコメントありまして、いただいております、
0:10:42	こちら、代替交流電源から給電できる旨を注記にて記載しております。
0:10:49	資料番号2は、ナンバー8をご確認をお願いします。
0:10:55	ナンバー8のP22ですね。
0:10:59	後閑君にお願いします。
0:11:02	こちら上部になります。
0:11:04	チェンジングエリア用照明の仕様の欄の、
0:11:09	タブに、
0:11:10	常設代替交流電源。
0:11:13	設備、または可搬型代替交流電源設備から給電可能と追記いたしております。
0:11:22	資料ナンバー1の回答整理表に戻っていただきまして、続きまして、ナンバー6のコメントについてご説明いたします。
0:11:32	コメント内容、直流非常灯の設置強化での照度50ルクスと、工認での照度20ルクスの考え方の相違について説明することとコメントをいただいております。
0:11:44	こちらの回答といたしましては、
0:11:47	資料番号。
0:11:50	ここ、こちらの方、資料番号は、8、No.8の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:59	失礼いたしました。こちらの方資料番号No. 8 の 10 ページご確認をお願いします。
0:12:07	10 ページの下部のほうをご確認をお願いします。こちらの方に記載しております、米、
0:12:14	※で、追記させていただいております。読み上げますと、LEDライト 300 タイプの照度について、設置変更許可申請における審査資料 59 条では、
0:12:25	直流非常灯の設計値がある 50 ルクス以上の実力値を持つことを確認している旨を記載していたが、
0:12:32	設計値としての必要照度を整理した結果、JISZQ12 号、2007 年の市屋内作業所作業場の照度基準の各機器の操作及び名称の視認性確認。
0:12:47	各施設の場所は、失礼しました。視認性確保に最低限必要な照度として 20 ルクス以上を確保する設計とすることに、記載を見直していると、こちらの方を追記いたしております。
0:13:02	安全避難通路、非常用照明の指摘事項に対する回答整理表は、以上となりまして、続きまして、
0:13:10	非常用照明の工認記載適正化箇所についてご説明させていただきます。
0:13:19	資料ナンバー1 の 5 ページ以降をご確認をお願いします。
0:13:24	多くは、
0:13:25	適正カーになるため、割愛いたし、説明は 5 割愛し、6 ページ以降からご説明いたします。
0:13:32	ナンバー9 ご確認をお願いします。
0:13:36	ナンバー9、保証名称、ここ、工事計画に関わる補足説明資料、非常照明に関する説明書になりますが、こちら、資料ナンバー8 に該当いたします。
0:13:48	該当ページ、17 ページになりますが、こちら、個数について、及び個数を含めない記載全般的に記載を変更しております。
0:14:00	同じくNo.9、10 以降も、個数等に関して、予備個数を含めない記載を適正化しております。
0:14:09	こちらの方、実際は、個数の記載は、失礼いたしましたこちらの方、個数の記載変更しておりますが、実際は配備される。
0:14:20	個数の変更はございません。あくまでもこれ予備個数を含めない記載適正支出適正化しているのみであり、
0:14:31	設備の個数に変更はございません。
0:14:37	続きまして、No.11、
0:14:39	ご確認をね、失礼いたしました。資料ナンバー1 のナンバー11、6 ページ、下のほうをご確認をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:49	こちら、ヘッドライト以外の懐中電灯及びLEDライトフロアタイプの照度確認のための各測定値も必要と判断し、ちょうど確認結果を適正化いたしました。
0:15:01	具体的にはヘッドライトしか、
0:15:04	ヘッドライトの照度確認のみ行っていった図に関して、こちらの方、懐中電灯や、
0:15:13	懐中電灯等の、そんな懐中電灯及びLEDライトフロアタイプの照度確認結果も追記いたしております。
0:15:24	続きまして、同資料No.12 に当たります。
0:15:29	こちらの方についてご説明いたします。
0:15:33	資料ナンバー8 の 19 ページに該当しますが、同型機種の発生による対応の水平展開のため、別機種へ見直しております。
0:15:44	こちらの方、具体的に
0:15:47	去年の方、去年にLEDライト三脚タイプ。
0:15:51	同機種に不具合がございまして、LEDライト三脚タイプの機器を見直しております。
0:15:59	それ、それ、こういった理由に伴い、検討可能時間を、
0:16:05	従来 の 4.5 時間から 8 時間のものへ、
0:16:10	見直し、記載を改めております。
0:16:14	同時に、写真並行も行っております。
0:16:23	はい。
0:16:28	続きまして、ご説明いたします。
0:16:32	資料ナンバー1 の
0:16:36	7 ページ、ナンバー16 をご確認お願いします。
0:16:41	こちらも同、先ほどご説明いたしました通り、同型機種の発生による対応の水平展開のため、別機種へ見直しております。
0:16:50	チェンジングエリア用照明が、先ほどのL/Dダード三脚タイプと同様に、
0:16:59	変更しております。資料といたしましては、資料番号No. 8、
0:17:04	の、
0:17:07	22 ページをご確認お願いします。
0:17:14	はい。資料ナンバー22 の、失礼いたしました。22 ページの
0:17:20	チェンジングエリア用照明、こちらの方も同じくですね、
0:17:28	LEDライト三脚タイプ。
0:17:31	と、同じ仕様の照明に変更しました。したので、こちらの方、
0:17:38	修正、記載を改めております。
0:17:46	安全避難通路、非常用照明に関する説明は以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:02	規制庁イワサキです。はい、ありがとうございました。
0:18:05	それでは確認に移りたいと思います
0:18:15	資料の4番の
0:18:21	2、34ページのところなんですけど、
0:18:31	これ一応視認性確認のための写真つけていただいてたんですけど、これって
0:18:39	何て言えばいいか、何か結果の見たと何か、通路の真ん中辺りには特に照明が、
0:18:50	ないんですよなんかこれ、通路の多分入口出口側にしかなくて真ん中辺りって結構真っ暗に見えるんですけど、
0:19:00	これって、何というか入口と出口が分かれば通路あとまっすぐなんでそっち進むだけだから真ん中は、
0:19:10	真っ暗でもいいんですかねそれと真ん中の辺りでも1ルクス以上は確保できてるんですか。
0:19:19	中国電力の飛田です。まず、最後の質問に関して、真ん中の辺りに関しては
0:19:26	非常灯は設置していないため、1ルクスは写真の通りございません。しかしながら、こちら、消防法に準拠いたしました、誘導灯を避難口通路、
0:19:38	及び避難口、出入口がわかるようにですね、設置しておりますので、安全避難に安全に避難ができるということになります。
0:19:49	以上です。
0:19:59	規制庁イワサキさわかりましたそうですねやっぱり真ん中辺りって真っ暗なんですけどその非常用の出口付近はわかるように、
0:20:10	なっているので、
0:20:13	問題はないということですかね。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:20:52	規制庁藤田です。先ほどの岩崎が質問したところなんですけども、
0:20:59	写真に写ってる光ってるところの誘導灯が2.5ルクスで、写真の奥で光ってるのが5ルクスの誘導灯になるっていう認識でよろしいですか。
0:21:11	しょうか何かそれとも何か別のところにあるんですかね、ご説明お願いします。
0:21:18	中国電力の飛田です。
0:21:20	先ほどおっしゃられた通りです。
0:21:25	こちら、誘導灯が光っております、その誘導等により、照度が、測定技師、照度測定した結果、2.56数、
0:21:34	奥の方の
0:21:36	こちらに関しても誘導等の、
0:21:38	の照度により5ルクスあるということになります。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:43	規制庁藤田です。光っているところが誘導等を示しているということで理解しました。
0:22:04	規制庁岩崎です。
0:22:08	資料番号の 8 番の 10 ページのところ、
0:22:14	ちょっとすみません私許可のやつまでちょっとまだ見切れてなくてあれなんですけど
0:22:24	許可の時って、
0:22:28	何か 50 以上の
0:22:32	ありますよっていうのを確認し、したんですかそれとも何か 50 以上持つ設計にしています。
0:22:39	何ですかね、許可っていうとどういうふうに、
0:22:43	謳ってましたってちょっと教えていただけます。
0:22:50	中国電力の藤木です。こちらの、
0:22:55	LEDライト三脚タイプの仕事について 59 条の資料の中において、
0:23:00	どの程度の照度があるかっていうのを確認した記載がありまして、その中では今ひとつ基準として直流非常灯等、
0:23:10	条制御室内の少々DBの照明である直流非常灯の設計値である 56 っていう一つの基準として、その 50 ルクス以上の実力値を持つ、
0:23:20	リーダーと 300 タイプが 5、56 数以上の実力値を持っているということを確認している旨を記載しておりますただ、それを設計 1 として 56 とするというふうな書き方にはなっておらず、その時点では
0:23:33	設計時値がなんぼであるという記載は、
0:23:37	等ございませんでそちらについてこちらの工認の中で必要な照度を整理して、改めて
0:23:45	こういうふうに記載を入力するということで記載を整理させていただいているというものになります。以上です。
0:23:53	規制庁ヤスアイザワわかりましたじゃあそういう意味では許可とは別にそごがないってことですかね。
0:24:02	おそらくは大丈夫だろうなと思っておりますが一応確認のためちょっと聞かせていただきましたので許可では
0:24:11	次、実際はその 50 ルクス以上あることしか言ってなくて設計値に関しては設置というか、
0:24:20	必要な
0:24:22	私はここ 5 人でっていうことになっていて今回新たにその 20 ルクス以上ということ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:28	を記載していただいたということで、はい、理解しました。ありがとうございます。
0:24:58	規制庁イワサキすみません同じページの
0:25:03	避難口誘導と、1.5 カンダと、通路誘導との互換であって、
0:25:09	これ何か写真か何かってありましたっけ。
0:25:27	中国電力の飛田です。少々お待ちください。
0:26:13	中国電力の飛田です。
0:26:15	先ほどもご質問に対して、一応こちらの資料には載ってありませんが、まず安全避難通路の衛生補足説明資料、資料ナンバー、こちらが、
0:26:28	資料No. いたしました、資料ナンバー4 の、先ほどご説明しましたところに、ちょっと現地の写真が載っているのと、
0:26:37	失礼いたしました。
0:26:40	こちら資料ナンバー4 の 34 ページ、3 ポツに、少しだけちょっと視認性確認のための撮影写真という記載で、写真が載っております。
0:26:51	また加えまして、設置許可、11 条の方で、避難口誘導、こちら誘導等に関しての写真を載せております。
0:27:01	以上です。
0:27:18	規制庁岩崎です
0:27:20	明石地内このさっきの視認性の確認の写真で言うところの、
0:27:28	2.5 ルクスの方が、避難口誘導灯を 1.5 カンダで奥に見えるやつが、
0:27:34	0 誘導灯ですかね、その通路誘導とはまた別なんですかね。
0:27:44	中国電力の肥田です。こちらの方、2.5 ルクスの方が、通路誘導灯で、5 ルクスの方が、避難口誘導灯になります。以上です。
0:28:24	規制庁イワサキ逆なんですね起こりました。ちなみにこの
0:28:30	位 2.5 ルクスと、後ルックスはどこで測ったんですか何かその通路の真ん中とかで測って、
0:28:37	真ん中ってかその灯、
0:28:39	野間洋行とかで測って 2.5 ルクスとか、
0:28:45	中国電力の肥田です。こちら、
0:28:49	測定照度測定を行いました場所は、図に、視認性確認図の中に、赤色でポツをした箇所です。照度が若干異なるのは、やっぱりちょっと
0:29:01	し、その正面に対して、
0:29:04	角度が異なる。
0:29:06	すごくこと異なったり、そういった明るい場所において、土地、距離等により影響を受けているものとす、既距離等により影響を受けているものと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:20	思われます。
0:29:21	以上です。
0:29:39	きちっとイワサキthe、まあわかりましたか角度とかによって変わるんですかね 単純にその
0:29:49	その何ていうか、1.5 館でどこかでらの
0:29:53	やつがちょっと逆、逆だったので、
0:29:58	あれかなと思うんですけど、わかりました単純に所掌度が確保されているとい うことと、必要な
0:30:09	照明の能力として、1.5 カンダ以上とかあるのであれば
0:30:15	大丈夫ですかわかりましたありがとうございます。
0:30:21	かーあります。
0:30:45	規制庁フジタですー番最初、最初指摘事項該当する表の 9 番以降の予備個 数の件なんですけれども、
0:30:56	これで何かの指摘があったんですかね、何か自主的に個数を
0:31:02	トータル数プラス予備個数が、合計が多分もとの、
0:31:09	NoJとかだとライトが一応もともと上析出中 1 個で予備 2 行だったのが新しく すると 9 個で 2 個でさえ、はい。
0:31:20	も、長制御室急行で予備 2 個で、トータル 11 個で、もともとの
0:31:26	各校キーで書いてなかった 11 校とトータルは医者になるっていう、認識では いるんですけども何か指摘ってあったんですかね。
0:31:37	中国電力の肥田です。こちらの方指摘事項等はございませんが、
0:31:43	要望要目表や基本設計方針で、こちらの照明の個数等を確認した際に、
0:31:50	予備数を含めない。嘘、記載としておりましたので、あわせてこちらの方も適正 化しました。以上です。
0:31:59	規制庁藤田です。あまり、要目表とかに合わせて、
0:32:03	よ。
0:32:07	中央制御室急行で予備 2 項プラス 11 個にしてトータル数がよりわかりやすく してプラス要目表と一致させたっていうことで、認識しました。
0:33:20	あ、規制庁岩崎です。では、あとはもう、こちらからは特にもなさそう。
0:33:27	なので、
0:33:28	それは一旦確認した方。
0:33:33	次移っちゃっていいか。
0:33:40	1、Aとクニシ的に残らなかったという認識で、
0:33:46	よろしいですよ。中国電力の方も、
0:33:52	中国電力の飛田です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:54	おっしゃる通りです。
0:33:56	以上です。
0:33:58	はい。岡根はい。ありがとうございました通常の通信ロック。
0:34:02	通信連絡設備の方の説明に、
0:34:06	お願いします。
0:34:12	中国電力の松本です。それでは、通信連絡設備の指摘事項に対する改定の整理表について説明いたします。
0:34:21	それでは資料番号の
0:34:23	1のNo.7の回答を説明いたします。資料ナンバー11-8ページ、こちらの3段落目をご覧ください。
0:34:40	こちらは、
0:34:43	号機の区分けなく通信連絡する設計とするとの記載に対し、この相違点の記載を充実化するよう指摘を受けておりました。
0:34:52	回答としましては、単号機申請であり、号機の区分けなくという記載にしておりましたけども、
0:34:59	設置許可でも共用旨を記載しておりました、123号機で共用する旨を記載しております。
0:35:06	資料番号1、指摘事項の真のところの最後に記載しております。
0:35:11	表3-1これに関する説明は、この後のナンバー8の回答で説明いたします。
0:35:18	このナンバーなのか、反映箇所としましては、説明書及び比較表の記載のページに反映してございます。
0:35:28	続きまして資料番号1、No.8の回答を説明いたします。
0:35:33	資料番号11比較表の8ページ、こちらの3段落目をご覧ください。
0:35:42	こちらは、通信連絡設備、括弧発電所内の一部、
0:35:47	の記載に対し、一部を説明するよう指摘を受けておりました。
0:35:52	回答としましては、
0:35:53	No.の先ほどのナンバー7で回答してます、おります通り、
0:35:58	本文に表3-1を引用する記載を追記しました。
0:36:03	また、表3-1には、共用の区分を追加し、共用設備がわかるようにしました。
0:36:12	次に、表、失礼しました。比較表。
0:36:16	5ページの3行目以降をご覧ください。
0:36:27	共用する設備につきましては、本文中に共用の記載を追記しております。
0:36:34	この共用の記載ですけども、縦括弧の数が不足しておりますので、見直いたします。失礼しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:45	また、文章や表の見直しに伴いまして、あわせて相違点も見直しをしております。
0:36:53	反映箇所としては、説明書、比較表の記載のページに反映してございます。
0:36:59	続きまして、
0:37:01	資料番号 1、No.9 の回答を説明いたします。
0:37:05	同じく、資料番号 1 指摘事項の回答整理表で説明いたします。
0:37:12	こちらは、類型化が適切にされない、なされていなかったため、指摘を受けております。
0:37:18	比較表を全体的に見直しを行っております。
0:37:21	従来の⑤は、
0:37:25	記載回数が少ないこともありまして、類型化の対象外に変更しております。
0:37:30	従来の 6 から 8 の番号をスライドしております。
0:37:37	また、見直し後の後ですけれども、ナンバー7 の回答で共有する旨を記載しておりますので、それに伴いまして、相違点を見直しております。
0:37:49	比較表を全体的に見直しておりますのですべての説明を割愛いたしますけれども、1ヶ所、説明いたします。
0:37:56	比較表の 5 ページをご覧ください。
0:38:01	一つ目の相違点、こちらは、
0:38:05	⑤の層理を削除しております。
0:38:08	そして三つ目の相違点ですけれども、③の層位を追記しております。
0:38:16	続きまして資料番号 1、No.10 の回答を説明いたします。
0:38:21	資料番号 11 比較表の 13 ページ。
0:38:25	3 段落目を
0:38:27	ご覧ください。
0:38:41	こちらは、バックアップ伝送ラインに関する記載についてでございます。
0:38:48	波線を引いておりませんでしたので左右を確認するよう指摘を受けておりました。
0:38:53	回答としましては、市、東海第 2 と島根 2 号機の合成は同等のため、波線を追記しております。
0:39:01	反映箇所としましては、13 ページ以外に、21 ページに反映しております。
0:39:07	続きまして、資料番号 1、No.11 の回答を説明いたします。
0:39:13	資料番号 11 比較表の、6 ページ。
0:39:17	こちらの、
0:39:19	一段落目をご覧ください。
0:39:24	こちらは、所内通信連絡設備、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:28	所内通信連絡設備、カック警報装置を含むと、記載してありました。これの使い分けについて指摘を受けておりました。
0:39:37	回答としましては、どちらも同じ社内通信連絡設備のため、
0:39:42	通信連絡設備括弧携行装置を含むに統一しました。
0:39:47	大変後者としては、説明書及び比較表の記載のページに反映してごさいます。
0:39:53	続きまして、資料番号 1、No.12 の回答を説明いたします。
0:39:58	資料番号 10、説明書の 19 ページの下段をご覧ください。
0:40:09	こちらは、有線式通信設備のうち、
0:40:13	中継コードについて、
0:40:15	補足説明資料に記載があり、説明書に記載がないことに指摘を受けておりました。
0:40:20	回答としましては、補足説明資料の内容を、
0:40:24	説明書の優先指揮通信設備の欄に、
0:40:27	中継コードを追記しております。
0:40:30	反映箇所としましては、説明書
0:40:33	資料番号 10 の説明書以外に、資料番号 11 の比較表に反映しております。
0:40:40	中計構造に関連しまして、大規模損壊で配備する中計構造について説明いたします。
0:40:51	今回説明しております通信連絡設備に関する説明書は、
0:40:56	1 構造及び設備の基準に関する規則、こちらの 35 条 62 条に該当する。
0:41:02	資料として、
0:41:03	また、大規模損壊は、
0:41:06	設工認で適用する該当条文がないということから、
0:41:10	大規模損壊で自主的に配布する中継コードの記載は不要と考えております。
0:41:18	続きまして、資料番号 1、
0:41:22	No.13 を回答いたします。
0:41:26	資料番号 12、補足説明資料の 3 ページをご覧ください。
0:41:31	こちらは表の中の設計基準対象施設。
0:41:35	重大事故等対象、対象設備の記載が、
0:41:39	設備によって異なっていることの設置指摘を受けておりました。
0:41:43	回答としましては、設計基準対象施設、重大事故等対処設備の記載が同じ場合には、
0:41:49	重大事故等対処設備を動作に訂正しました。
0:41:54	訂正した設備は、衛星電話設備の固定型と無線通信設備の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:59	固定型となります。
0:42:01	反映箇所としましては、説明書比較表、及び補足説明資料の記載のページに反映してございます。
0:42:10	通信連絡設備の指摘事項に対する回答整理表の説明は以上となります。
0:42:16	続きまして、
0:42:19	通信連絡設備の
0:42:21	記載適正化箇所の説明を
0:42:23	いたします。
0:42:28	それでは資料番号Aは、
0:42:31	ページとしまして8ページです。資料番号1-8ページから説明いたします。
0:42:38	ナンバー1を説明いたします。
0:42:41	せ、資料番号10、説明書の1ページをご覧ください。
0:42:46	通信。
0:42:52	通信連絡設備は、非常用ディーゼル発電設備から電源供給を受けており、
0:42:58	高圧炉心スプレイ系から電源供給を受けて、
0:43:01	おりませんので、電源設備の記載を見直しております。
0:43:06	また、9ページ、こちらの3ポツ、2ポツ3をご覧ください。
0:43:14	無線、
0:43:17	無停電電源。
0:43:19	設備の基礎の停電電源装置の記載がほかと異なっておりましたので、設定制をしております。
0:43:28	続きまして
0:43:30	ナンバー2を説明いたします。
0:43:34	資料番号10、説明書の15ページをご覧ください。
0:43:40	こちらは、緊急時対策所の機能でもご説明しておりまして、
0:43:45	着色しております。
0:43:48	設備、こちらを適切に見直しをしてございます。
0:43:53	それでは
0:43:55	資料番号1に戻っていただきまして、ナンバー3を説明いたします。
0:44:00	資料番号10の説明書の17ページをご覧ください。
0:44:09	資料番号10の説明書こちらの本文では、
0:44:12	警報装置、所内通信連絡設備を記載しておりましたけども、表3-1では、警報装置の記載を省略しておりました。
0:44:21	同じ内容にはなりますけども、警報装置の所内通信連絡設備の行を追加して記載をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:32	それでは
0:44:34	門馬 4 を説明いたします。
0:44:36	資料番号 10、説明書の 18 ページをご覧ください。
0:44:42	設置許可申請書の審査資料では、
0:44:46	各設備にちゆ
0:44:48	注記で示しております。数量、
0:44:52	及び設置場所は、原子力防災訓練により実効性を確認し、
0:44:57	必要に応じ適宜改善していくという旨の記載をしておりましたが、
0:45:02	この説明書では、一部の設備に対し記載をしておりましたので、
0:45:05	各設備に対して注記を記載し、必要に応じ適宜見直し、改善していくことで記載をしております。
0:45:15	それでは、
0:45:17	資料 1 のナンバー5 を説明いたします。
0:45:21	資料番号 10、説明書の 30 ページをご覧ください。
0:45:28	注記 3 を記載したモニタリングとしては気象のパラメーターにつきまして、従来は無線回線として記載をしておりましたけども、
0:45:37	それぞれの伝送方法を記載して見直しを行っております。
0:45:47	それでは資料番号 1、
0:45:49	6 以降を説明いたします。
0:45:52	6 以降は、比較表の相違点の見直しが中心となっておりますので、
0:45:59	省略をいたしまして、
0:46:02	ナンバー、
0:46:04	18
0:46:05	をご覧ください。
0:46:08	こちら、資料番号 12、補足説明資料の 31 ページをご覧ください。
0:46:25	こちら他電力のモニタリングポスト伝送不良に関連をして、
0:46:30	SPDSの伝送方式の多様性を、注記 4 に記載をしております。
0:46:36	島根 2 号機は、図の左側にし、記載しております。
0:46:40	原子炉建物または廃棄物処理建物と、
0:46:44	図の真ん中に記載しております緊急時対策所、こちらの間は、
0:46:49	有線系回線 2 回線と無線系回線、
0:46:53	で、
0:46:55	連想しており、
0:46:57	こちらの伝送の中から、有線系回線 1 回線のデータを採用しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:47:04	有線系回線が切断された場合ですけども、無線系回線でデータを伝送しておりますので、そちらを採用することで、継続して監視及び保存が可能となっております。
0:47:16	また、有線系回線と無線系回線は相互に依存していないため、
0:47:21	保全系回線のみで長時間継続して伝送ができ、
0:47:25	多様性を有した設計となっております。
0:47:29	続きまして資料番号 1 のNo.19 を説明いたします。
0:47:34	資料番号 12、
0:47:36	補足説明資料の 32 ページをご覧ください。
0:47:41	こちらの、こちらマスキング範囲のため
0:47:44	指摘回答。
0:47:46	としましては少し曖昧な表現としておりまして、図中の補足。
0:47:51	を削除しております。
0:47:54	通信連絡設備の回答の説明としましては、以上でございます。
0:48:04	中国電力の
0:48:10	あ、失礼しました。以上です。
0:48:31	規制庁岩崎ですはい。ありがとうございました。
0:48:35	ちょっと 1 点だ形なんですけど本筋じゃないんですけど。はい。回答の、
0:48:46	12 番の中継コードの
0:48:50	回答夏回答自体は別にあれなんですけど
0:48:55	この台数は合計台数オフを括弧予備を含む、
0:49:02	の記載。
0:49:04	なんですか、なんですよ、何か。
0:49:11	説明書によって違うのかもしれないんですけどちょっと
0:49:15	たまたまたまたまなんか今回この一連で説明、
0:49:19	していただいたので何か、
0:49:22	要するライトと、もうちょっと整合が不整合って、もう湯のこともないのかもしれないんですけど、
0:49:31	ここ、これのその台数は合計、
0:49:35	括弧及び、
0:49:37	Pっていうこの記載方法はこれは、
0:49:42	何ていうか、このままでいいんですかね、というかそのライトのところとはその要目表とかとがないから合わせる必要がないのかもしれないんですけど、
0:49:54	ていうか、そういう理解いいんですかね。
0:50:04	中国電力の松本です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:06	説明書同士では、横串は取っておりませんで統一はとってございません。
0:50:13	で、この通信連絡設備に関しましては、含むと書いた方が、明確になるかと思 いましたのでこのような記載としております。以上です。
0:50:28	規制庁イワサキさんわかりましたそういう記載方針でやられているということで あれば問題ないですので。わかりました。ありがとうございます。
0:51:34	規制庁イワサキ瀬戸他は何かありますか。特にあります。
0:51:40	いいですか。
0:51:48	少々お待ちください。
0:52:26	はい。規制庁井藤です。
0:52:30	運営資料中、
0:52:32	ですけど、
0:52:34	通信連絡設備に関する説明書脳、1 ページ。
0:52:38	黄色で追加。
0:52:40	してもらってる 1 ページのごめんなさい 2 ポツに、通信連絡設備、各発電所外 のところで、
0:52:47	黄色で追加してもらってる、1 号機設備で、
0:52:52	物で 123 号機共用括弧以下、同じところなんですけれどもこれ多分か。
0:52:57	括弧がですね、足りないのかなと思って。
0:53:02	多分、比較表とかでも多分この文言全部追加してもらってると思うんですけ ど、
0:53:07	すべて括弧最後の括弧閉じる。
0:53:10	全部足りないのかなと思うんですけどそこをちょっと確認を。
0:53:14	お願いをします。
0:53:20	中国電力の松本でございます。先ほどとじ括弧が足りないってということでご説 明しておりまして、今おっしゃった通りでございます。ですので見直しを
0:53:32	いたします。以上です。
0:53:53	はい。はい、ありがとうございます。
0:55:15	規制庁岩崎です。これ何。
0:55:20	資料 10 の
0:55:23	表の 3-1 の、
0:55:30	有線通信設備、
0:55:38	これ、ワーまで中継コード、
0:55:49	ここに書いてある有線通信機っていうのは、
0:55:59	共用じゃないってことは、何かその 1 号機用の通信機、2 号機用の通信機、3 号機用の通信機みたいな感じに置いてあるってことですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:20	中国電力の松本です。有線式通信設備につきましては、中央西友層付近の廃棄物処理建物に、補
0:56:29	保管をしております。で、中央制御室と2号機の原子炉建物で、
0:56:38	の通信連絡ができるように配備しておりますので、共用の区分としてはバー ということで考えております。以上です。
0:56:51	地中イワサキざーわかりましたそうかそうか。はい。あれか、そこに2号機の 申請ですもんねそこ、誰か2号機。
0:57:00	えよ用のというか2号機のJA女性用室等の連絡用の
0:57:08	通信機ということですねあ、すみませんわかりましたありがとうございます。
0:58:57	規制庁藤田です表3-1の中の主要設備の記載のところなんですけども、
0:59:06	有線式通信設備のところだけ優先式通信キーになってるんですけれども、
0:59:13	補足の方
0:59:16	通信連絡設備の一覧、この後、補足だと、6ページですかね。
0:59:23	のところにある、写真のところには通信機と中継コードってなってるんですけど も、通信設備っていうのを指す時は、この有線式通信機と中継コードを指して て、ただその右側、
0:59:38	通信機っていうのは写真でいう通信機を指してるんですかね、ご説明願いま す。
0:59:49	中国電力の松本です。ご認識の通りでして有線式通信設備と言いますと通信 機であったり中継コードっていったところを含めて表現をしております、
1:00:02	細かく言いますと、優先比率新規であったり、中継行動ということで、記載をし ております。以上です。
1:00:59	規制庁フジタで少々お待ちください。
1:03:20	阿保規制庁フジタですいませんを持たしてしまって補足のほうの通信優先津 式通信機で写真の右側の有線式通信機を指すのであれば、
1:03:30	何かここに中継口座の記載を入れた方がいいんじゃないかなと思うんですけ どいかがでしょうか。
1:03:40	中国電力の松本です。
1:03:43	補足、資料番号10に補足説明資料の6ページの構成ですけども、
1:03:50	資料番号10の説明書と若干異なっております、上、上段の表には、写真は ちょっと
1:03:59	有線式通信機、中継コードそれぞれ載せておりますけども、
1:04:04	説明している内容自体は有線式通信機のみとなっております。一方で投票資 料の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:12	真ん中ほどにあります、こちらの表がですね、表題が中継コードの保管場所及び数量となっております中継構造こちらで説明をしております。
1:04:24	ですのでちょっと資料構成としては、
1:04:29	異なっております。というの数量内訳も書き記載しておりますので、若干構成として異なっております、車、ただ写真中継コードの写真は、
1:04:41	上段ではなくて真ん中の表につけるのが適切かなと考えておりますので、こちら訂正いたします。以上です。
1:04:52	規制庁藤田です御説明理解いたしました。
1:05:23	市長イワサキですそれでは、機序からはもう特にないということで、
1:05:31	中部電力から何かございますか。
1:05:37	中国電力の松本です。こちらからは特にございません。以上です。
1:05:42	木戸イワサキです。はい。ありがとうございます
1:05:46	それでは、こちらも特に指摘は残っていない。
1:05:54	Dは、何かありました、さっきのやつ。
1:06:02	衛藤さつき寄って指摘に残って、
1:06:06	しますが、10 電力としては、
1:06:09	別に中国電力の清水です。先ほどの中継コードの件につきましてコメント整理中なのでしばらくお待ちください。以上です。
1:06:25	聞いたイワサキさいわかりました。
1:06:50	中国電力の清水です。コメント一覧を今から共有いたしますしばらくお待ちください。
1:07:15	中国電力の松本です。画面共有いたしました。見えておりますでしょうか。
1:07:23	規制庁イワサキでさえ見えております。
1:07:28	中国電力の松本です。それでは読み上げいたします。資料名としましては、通信連絡設備の補足説明資料で、コメントの内容としましては、6 ページ目、
1:07:40	有線式通信、あ、失礼、これ有線式通信設備と訂正いたします有線式通信設備の欄に記載されている中継コードの写真を中継コードの表に移動すること。
1:07:52	でございます。認識間違いないでしょうか。
1:08:33	規制庁藤田です。すいませんコメントリストに入れといてもらったんですけども、
1:08:38	写真の移動だけなので適宜対応してもらえればよくてコメントに残すことでもないのかなと思います。以上です。
1:08:50	中国電力の松本です。承知しました。
1:09:15	規制庁岩崎です。規制庁からは以上になりますが、
1:09:20	中国電力から改めて何かございますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:29	中国電力の松本です。中国電力は特にございません。以上です。
1:09:34	はい。わかりましたそれでは本日のヒアリングもこれで終了したいと思います。 ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。